

静岡県立農林環境専門職大学等衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県職員安全衛生管理規程(以下「衛生管理規程」という。)第19条の2の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部(以下「専門職大学」という。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の衛生に関する事項を調査審議するため、総務委員会に静岡県立農林環境専門職大学等衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 専門職大学に勤務する衛生管理者のうち学長が指名した者
- (3) 専門職大学に勤務する教職員で、衛生に関し知識経験を有する者のうちから学長が指名した者
- (4) 専門職大学に勤務する教職員で、衛生に関し知識経験を有する者のうちから静岡県職員組合農林環境専門職大学分会の推薦に基づき学長が指名した者
- (5) 専門職大学の産業医

(任期)

第4条 前条第2号から第4号までの委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員については、再任をさまたげないものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会開催状況を総務委員会及び総括安全衛生管理者(衛生管理規程第5条第2項に定める者)に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。